

## マイナンバーセミナーのご案内

拝啓 貴社益々のご隆盛のこととお慶び申し上げます。  
 平素は格別なるお引き立てと御高配を賜り、有難く御礼申し上げます。  
 さて、ご承知の通り、今年の10月からマイナンバーの交付が始まり来年1月からの制度対応がはじまります。  
 マイナンバー制度開始に向けて企業が取り組むべき対応と、タテムラシステムの対応についてご説明させていただきます。  
 多忙中かとは存じますが、是非ともご来場賜りますようお願い申し上げます。

敬具

## 日時

2015年8月6日(木) 13:00～16:00

## 場所

東京都立川市曙町 2-22-20 立川センタービル 2F



お問い合わせは  
 株式会社タテムラ システムサービス課・清藤まで  
 042-553-5311  
 受付時間 10:00～12:00 13:00～15:30

## セミナー

【一部】13:30～

「マイナンバー制度導入に向けて」(株)タテムラ  
 「マイナンバーへの対応について」(株)タテムラ

【二部】

「セキュリティ商品の紹介」リコージャパン(株)  
 「セキュリティ商品の紹介」イナビインターナショナル(株)

## 展示内容

ネットワーク PC セキュリティ

- UTM 総合管理ソリューション
- セキュリティソフトウェア
- 高機能複合機

オフィスのセキュリティ

- セキュリティ収納保管庫
- シュレッダー
- 携帯電話ロッカー

※出展内容は都合により変更する場合がありますので、予めご了承のほど  
 宜しくお願いいたします

セミナー(事前予約制) ※先着順です。申込用紙にてお申し込みください

セミナー申込書 タテムラ行き FAX 番号 042-553-9901

ご 来 場 者 名	ご芳名(複数人参加希望の場合は代表者のお名前をご記入ください)	E-Mail
	会社名/事務所名	電話番号
	参加人数  人	FAX 番号

## 【個人情報の御取り扱いについて】

御記入頂きました個人情報はご来場申し込みの管理、製品・サービス及びセミナー等のご案内を目的として利用させていただきます。またお客様の個人情報は法令及び弊社の内部規定に基づき管理いたします。弊社の個人情報利用に同意いただける場合は下記のチェックボックスにチェックをお願い致します。

個人情報利用に同意します。

セミナーの申し込みは7月24日(金)までお願いします。



## ●相続税申告書・財産評価プログラム

- ・平成27年1月1日以後に相続もしくは遺贈により取得する財産に係る相続税について、基礎控除や税率が変更となっております。  
平成27年7月1日路線価図等の公開及び、平成27年用相続税申告書が国税庁ホームページに掲載されました。これを受け、現在弊社プログラムの修正を行っております。
- ・また、財産評価プログラムにおきましても、取引相場のない株式の評価明細書の変更に対応するよう、プログラムの修正を行っております。

お客様への対応版お届けにつきましては、今しばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。 ※税務署に新様式が届く8月下旬以降のお届けを予定しております。

### ★小規模宅地の表が大きく変わります★

更新プログラムが届く前にデータ入力を始める場合には、  
小規模宅地の表（第11・11の2表の附表1、第11・11の2表の附表2の1、  
第11・11の2表の附表2の2、第11・11の2表の附表2の3）  
は入力しないようお願いします。

## ●電子申告システム

- ・ eL TAX 平成27年8月24日
  - ・ e-Tax 平成27年9月中旬
- に更新がある予定です。

### ☆ご注意ください☆

地方税の8月申告、国税の9月申告は更新プログラムを待って、更新を行った上でデータ変換を行っていただきますようお願い致します。

最新情報につきましては、弊社ホームページ（<http://tatemura.bzq.jp/>）に随時掲載致しますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

## [110]平成27年度新法人税申告書について

### ※平成27年4月1日以後終了事業年度分の申告書作成は、平成27年度プログラムで行います※

- ・別表1-1の画面に「地方法人税」の入力枠がありますが、事業期間を見て地方法人税を算出する、しないを自動判定して計算を行っております。  
プリントにつきましては、2:プリントメニュー内に、【H26年10月1日以後-地方法人税有】【H26年9月30日以前-地方法人税無】を選択してプリントできるようになっております。  
「地方法人税」がない場合でも、平成27年4月1日以後終了事業年度分の申告書は平成27年度プログラムで作成していただきますようお願い致します。
- ・電子申告におきましても、平成27年最新版での変換を行って下さい。

## Windows10 無料アップグレードについて

Microsoft 社が、平成 27 年 7 月 29 日から「Windows7/8.1 ユーザ」に向けた Windows10 無料アップグレード提供を順次開始します。

対象となるコンピュータにはタスクバー上の通知領域に「Windows10 を入手するアイコン」を表示しています。



この更新に対する弊社の対応は下記のとおりとなりますので、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

現時点では Windows10 上での弊社システムの動作の確認は保障できません。このため、

**弊社システムをご利用の場合  
Windows10 への更新は行わないでください。**

更新したことにより、弊社システムが動作しない・プリンターに印刷できない、などの現象が起きることが考えられます。

既に予約された場合も同様をお願いいたします。

弊社にて動作の確認が取れ次第アナウンスいたします。それまでの間、更新はお控え下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

**※復旧作業等のご依頼に対する作業につきましては有償となります。  
ご注意ください。**